

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年1月1日～2027年12月31日までの2年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

育児・介護と仕事との両立のために必要な在宅勤務やテレワーク等の充実を図り、1日以上在宅勤務の利用率を100%とする

<実施時期・取組内容>

- 2026年4月～ 2026年度中に在宅勤務の制度改定をする。
- 2027年4月～ 2027年度中に1日以上在宅勤務の利用率を100%とする

目標2

女性役員（執行役員）の割合を20%以上にする

- 2026年1月～ 候補者を対象として研修を3か月に1回実施
- 2026年4月～ 候補者を対象として、役員による今後のキャリアプランに関する面談を実施
- 2027年1月～ 研修内容の精査と効果を検証